

市意見の概要

1 届出概要

- (1) 店舗名称 マックスバリュ清水三保店
- (2) 届出日 平成17年10月18日
- (3) 届出内容 法第6条第2項に基づく変更届
(開店及び閉店時刻、駐車場利用時間帯)

2 審査の結果

市意見なし

3 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく市の考え方

(1) 交通に係る事項

駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造等交通に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

(2) 騒音等に係る事項

騒音の発生に係る事項等について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

(提出された意見)

来客車両による排気音やドア開閉音等の騒音について、駐車場の東側駐車マス1列を閉鎖し、店舗周囲に高さ3m以上の遮音壁を設置する等の対策を講じること

騒音対策として、届出計画及び設置者からの報告により、チラシ配布、店内のはり紙掲示、店内放送による騒音抑制の呼びかけを行う他、夜間における東側出入口及び一部駐車マスの閉鎖、駐車場周囲への緑地帯、築堤及び駐車場東側への遮光・遮音壁の設置を行ったことが示されている。

さらに、設置者からの報告により、警備員等の巡回による騒音抑制の呼びかけとともに、閉鎖駐車マスの拡大等の追加騒音対策を行うことが示されている。

以上のことから、周辺環境への影響度合いを勘案して総合的に判断した結果、合理的な範囲で必要な配慮がなされているものと判断した。

(提出された意見)

来客車両による騒音の店舗建物軒下の構造にともなう反響・増幅について対策を講じること。
届出計画により適切な騒音予測・評価がなされているものと判断した。

(提出された意見)

住宅側の駐輪場を利用する自動二輪車及び原動機付き自転車による騒音について、店舗西側に自動二輪・原動機付き自転車用駐輪場を新設する等の対策を講じること。

駐輪場における騒音対策として、設置者からの報告により、店舗建物の前面に自動二輪車等の駐輪場を区分して設けるとともに、駐輪場へのはり紙掲示及び警備員等の巡回による騒音低減の呼びかけを行うことが示されている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものと判断した。

(提出された意見)

東側通路における自動二輪車等の通り抜けによる騒音について、自動二輪等の恒久的乗り入れを禁止し、北側通用口を午後8時以降閉鎖する等の対策を講じること。

東側通路における騒音対策として、設置者からの報告により、看板掲示、近隣町内への回覧、チラシ、警備員等の巡回による騒音低減の呼びかけを行うとともに、通路出入口にポストコーン及びポールを設置し、自動二輪車等の乗り入れを防止するよう対策を講じていることが示されている。

以上のことから、必要な配慮がなされているものと判断した。

(提出された意見)

店舗建物軒下等での客の騒ぎ、酒盛りによる騒音や廃棄物について、警備員による常時巡回等の対策を講じること。

店舗建物軒下等での客の騒ぎ等を防止する対策として、設置者からの報告により、休憩所の22:00~9:00までの閉鎖を行うとともに、はり紙掲示及び警備員の巡回による騒音低減の呼びかけを行うことが示されていることから、必要な配慮がなされているものと判断した。

(提出された意見)

早朝からの調理による排煙・臭気、並びに換気扇からの騒音について、午前7時30分前の調理の禁止及び換気扇による騒音・臭気の排除等の対策を講じること。

届出計画によると、夜間の等価騒音レベル及び排気ダクトの騒音レベルの最大値は全ての予測地点で環境基準値及び規制基準値を満足するものとなっている。

また、設置者からの報告により、従前と調理時間の変更はなく、早朝（夜間）における調理は行わないことが明らかである他、換気扇の稼動を必要最小限なものにとどめるとともに、直接民家側への排気を行わないよう、排気ダクトを屋上に巻き上げ、さらに西側へ3m延伸するなどの対策を講じていることが示されている。

以上のことから、合理的な範囲で必要な配慮がなされているものと判断した。

(3) その他の事項

街並みづくり等に係る事項について審査した結果、必要な配慮がなされているため大店立地法に定める市の意見はない。

なお、住民等から提出された意見に基づき、次のとおり審査を行った。

(提出された意見)

駐車場入口及び店舗建物軒下の照明による光害について、店舗建物軒下全面の遮蔽及び減光等の対策を講じること。

光害対策として、設置者からの報告により、駐車場灯の角度調整及び部分消灯を行うほか、店内照明の夜間の照度を低減するシステムの導入、夜間におけるロールブラインド閉下による店内照明の光漏れの防止等を講じていることが示されている。

以上のことから、周辺環境の状況に即し、必要な配慮がなされているものと判断した。

* 本届出は既存店に係る変更であり、市意見の審査の対象となるものは変更事項に関するもののみである。